

議案第 58 号

さいたま市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市都市公園条例等の一部を改正する条例

(さいたま市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市都市公園条例（平成 13 年さいたま市条例第 244 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の目標)</p> <p>第 1 条の 2 <u>市内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の目標は、10 平方メートル以上とする。</u> <u>ただし、市内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 6 3 条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とする。</u></p> <p><u>2 市内の市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の目標は、5 平方メートル以上とする。ただし、当該市街地に市民緑地が存するときは、5 平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とする。</u></p> <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第 1 条の 4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 都市公園に法第 5 条の 7 第 1 項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第 5 条の 2 第 1 項に規</u></p>	<p>(住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の目標)</p> <p>第 1 条の 2 <u>市内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の目標は、10 平方メートル以上とし、市内の市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の目標は、5 平方メートル以上とする。</u></p> <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第 1 条の 4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

定する公募対象公園施設である建築物（第1項各号及び前2項に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第1条の6 [略]

別表第1（第1条の6関係）

[略]

別表第2（第6条、第7条関係）

公園名	公園施設名	供用日	供用時間
浦和総合運動場	[略]	1月4日から 12月28日 まで	[略]
駒場運動公園（駒場スタジアム）	競技場	1月4日から 12月28日 まで	[略]
	補助競技場		
	相撲場		
[略]			
沼影公園	[略]	1月4日から 12月28日 まで	[略]
	屋内プール		
[略]			
荒川総合運動公園	[略]	1月4日から 12月28日 まで	[略]
三浦運動公園	[略]	まで	[略]
大和田公園	野球場	1月4日から 12月28日 まで	[略]
	テニスコート		
	[略]		
西遊馬公園	[略]	1月4日から 12月28日 まで	[略]
三橋総合公園	[略]	1月4日から 12月28日 まで	[略]
堀崎公園	[略]	1月4日から	[略]

第1条の5 [略]

別表第1（第1条の5関係）

[略]

別表第2（第6条、第7条関係）

公園名	公園施設名	供用日	供用時間
浦和総合運動場	[略]	1月5日から 12月25日 まで	[略]
駒場運動公園（駒場スタジアム）	競技場	1月5日から 12月25日 まで	[略]
	補助競技場		
	相撲場		
[略]			
沼影公園	[略]	1月5日から 12月25日 まで	[略]
	屋内プール		
[略]			
荒川総合運動公園	[略]	1月5日から 12月25日 まで	[略]
三浦運動公園	[略]	まで	[略]
大和田公園	野球場	1月5日から 12月25日 まで	[略]
	テニスコート		
	[略]		
西遊馬公園	[略]	1月5日から 12月25日 まで	[略]
三橋総合公園	[略]	1月5日から 12月25日 まで	[略]
堀崎公園	[略]	1月5日から	[略]

		<u>12月28日</u> まで	
天沼緑地	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
宝来運動公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
与野中央公園	[略]		
八王子公園	[略]		
さくら草公園	[略]		
荒川彩湖公園	[略]		
[略]			
東大宮中央公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
大平公園	[略]		
観音寺下公園	[略]		
佐知川公園	[略]		
土呂公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
番場公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
春岡中央公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
西堀高沼公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
秋葉の森総合公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
上落合北公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
大原テニス公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
岩槻城址公園	野球場	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
	テニスコート	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]

		<u>12月25日</u> まで	
天沼緑地	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
宝来運動公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
与野中央公園	[略]		
八王子公園	[略]		
さくら草公園	[略]		
荒川彩湖公園	[略]		
[略]			
東大宮中央公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
大平公園	[略]		
観音寺下公園	[略]		
佐知川公園	[略]		
土呂公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
番場公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
春岡中央公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
西堀高沼公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
秋葉の森総合公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
上落合北公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
大原テニス公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
岩槻城址公園	野球場	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
	テニスコート	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]

	多目的 広場（ 野球・ ソフト ボール ・ゲー トボー ル・グ ラウン ドゴル フ）	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
岩槻諏訪 公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
岩槻文化 公園	テニス コート	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
	陸上競 技場	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
	体育館	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
川通公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
北部工業 団地記念 公園	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]
元荒川緑 地	[略]	<u>1月4日から</u> <u>12月28日</u> まで	[略]

備考 [略]

	多目的 広場（ 野球・ ソフト ボール ・ゲー トボー ル・グ ラウン ドゴル フ）	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
岩槻諏訪 公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
岩槻文化 公園	テニス コート	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
	陸上競 技場	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
	体育館	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
川通公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
北部工業 団地記念 公園	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]
元荒川緑 地	[略]	<u>1月5日から</u> <u>12月25日</u> まで	[略]

備考 [略]

（さいたま市高齢者いきいの公園条例の一部改正）

第2条 さいたま市高齢者いきいの公園条例（平成13年さいたま市条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第3条 第6条第2項の表に掲げる施設（以下「有料の公園施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、有料の公園施設の管理のため必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1月1日から<u>同月3日</u>まで及び<u>12月29日</u>から同月31日まで</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 第6条第2項の表に掲げる施設（以下「有料の公園施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、有料の公園施設の管理のため必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1月1日から<u>同月4日</u>まで及び<u>12月26日</u>から同月31日まで</p>

(さいたま市地域プール条例の一部改正)

第3条 さいたま市地域プール条例（平成13年さいたま市条例第246号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開場期間</th> <th>開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下落合プール</td> <td>屋内プール <u>1月4日</u>から6月30日まで及び9月16日から<u>12月28日</u>まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩槻温水プール</td> <td><u>1月4日</u>から<u>12月28日</u>まで</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別表第2（第7条、第11条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 下落合プール <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>児童・生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1月4日</u>から6月30日まで及び9月16日か</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開場期間	開場時間	[略]			下落合プール	屋内プール <u>1月4日</u> から6月30日まで及び9月16日から <u>12月28日</u> まで	[略]		[略]			[略]		岩槻温水プール	<u>1月4日</u> から <u>12月28日</u> まで	[略]	区分	単位	利用料金		一般	児童・生徒	<u>1月4日</u> から6月30日まで及び9月16日か	[略]			<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開場期間</th> <th>開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下落合プール</td> <td>屋内プール <u>1月5日</u>から6月30日まで及び9月16日から<u>12月25日</u>まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩槻温水プール</td> <td><u>1月5日</u>から<u>12月25日</u>まで</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別表第2（第7条、第11条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 下落合プール <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>児童・生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1月5日</u>から6月30日まで及び9月16日か</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開場期間	開場時間	[略]			下落合プール	屋内プール <u>1月5日</u> から6月30日まで及び9月16日から <u>12月25日</u> まで	[略]		[略]			[略]		岩槻温水プール	<u>1月5日</u> から <u>12月25日</u> まで	[略]	区分	単位	利用料金		一般	児童・生徒	<u>1月5日</u> から6月30日まで及び9月16日か	[略]		
区分	開場期間	開場時間																																																							
[略]																																																									
下落合プール	屋内プール <u>1月4日</u> から6月30日まで及び9月16日から <u>12月28日</u> まで	[略]																																																							
	[略]																																																								
	[略]																																																								
岩槻温水プール	<u>1月4日</u> から <u>12月28日</u> まで	[略]																																																							
区分	単位	利用料金																																																							
		一般	児童・生徒																																																						
<u>1月4日</u> から6月30日まで及び9月16日か	[略]																																																								
区分	開場期間	開場時間																																																							
[略]																																																									
下落合プール	屋内プール <u>1月5日</u> から6月30日まで及び9月16日から <u>12月25日</u> まで	[略]																																																							
	[略]																																																								
	[略]																																																								
岩槻温水プール	<u>1月5日</u> から <u>12月25日</u> まで	[略]																																																							
区分	単位	利用料金																																																							
		一般	児童・生徒																																																						
<u>1月5日</u> から6月30日まで及び9月16日か	[略]																																																								

<table border="1"> <tr> <td>ら12月28日 まで（屋内プー ル）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	ら12月28日 まで（屋内プー ル）		[略]		<table border="1"> <tr> <td>ら12月25日 まで（屋内プー ル）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	ら12月25日 まで（屋内プー ル）		[略]	
ら12月28日 まで（屋内プー ル）									
[略]									
ら12月25日 まで（屋内プー ル）									
[略]									
3 [略] 備考 [略]	3 [略] 備考 [略]								

（さいたま市大宮公園サッカー場条例の一部改正）

第4条 さいたま市大宮公園サッカー場条例（平成14年さいたま市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休業日）</p> <p>第2条 サッカー場の休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>（休業日）</p> <p>第2条 サッカー場の休業日は、1月1日から同月4日まで及び12月26日から同月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第2の改正及び第2条から第4条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。